

合併協定書（案）

石 狩 市
厚 田 村
浜 益 村

1 合併の方式

厚田郡厚田村、浜益郡浜益村を廃し、その区域を石狩市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

3 新市の名称

石狩市とする。

4 新市の事務所の位置

現石狩市役所の位置とする。

5 財産の取扱い

厚田村及び浜益村の財産及び債務については、すべて石狩市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 厚田村及び浜益村の農業委員会については、石狩市の農業委員会に統合するものとする。
- (2) 厚田村及び浜益村の農業委員会委員のうち、選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第8条第1項第2号の規定を適用し、石狩市の農業委員会委員の残任期間に限り、引き続き石狩市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

8 地方税の取扱い（国民健康保険税を除く）

市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、入湯税等の地方税の取扱いについては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、市民税及び固定資産税の納期については、合併した年度の翌年度から合わせるものとする。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 厚田村及び浜益村の一般職の職員については、合併特例法第9条第1項の規定により、すべて石狩市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、石狩市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。

10 地域審議会の取扱い

地域審議会については、設置しないものとする。ただし、合併特例法第5条の5第1項の規定を適用し、合併前の厚田村及び浜益村の区域に「地域自治区」を設置するものとする。なお、地域自治区の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別添の「地域自治区の設置に関する協議書(案)」によるものとする。

11 新市建設計画

新市建設計画は、別添の「合併まちづくりプラン」によるものとする。

12 条例・規則等の取扱い

石狩市の条例及び規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整に係る条例及び規則等については、その調整内容を踏まえ新規制定、一部改正等を行うものとする。

13 組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の組織及び機構については、3市村の庁舎の有効利用を図るとともに、定員管理の適正化に努め、次に掲げる「新市における組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。
 - ア 市民の声を適切に反映することができる機能を有すること。
 - イ 新市建設計画を円滑に遂行できる機能を有すること。
 - ウ 行政課題に即応できる機能を有すること。
 - エ 簡素で効率的な組織及び機構であること。
- (2) 地域自治区の事務所となる厚田支所及び浜益支所については、次に掲げる「新市における支所の整備方針」に基づき整備するものとする。
 - ア 支所の担当業務は、地域振興、防災、保健福祉、環境衛生、農林水産業、建設、水道、商工、観光、教育部門や住民生活に密着した窓口業務などについて、良好な住民サービスが提供できる機能を有すること。
 - イ 地域住民と行政の協働(パートナーシップ)の推進を図ること。

1 4 一部事務組合等の取扱い

- (1) 札幌広域圏組合、石狩北部地区消防事務組合、北石狩衛生施設組合、石狩教育研修センター組合、北石狩公平委員会、北海道市町村備荒資金組合、北海道市町村職員退職手当組合、石狩西部広域水道企業団、石狩湾新港管理組合については、新市において引き続き加入するものとする。
- (2) 北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償等組合については、新市において加入しないものとする。
- (3) 石狩地区介護認定審査会については、新市において新たな審査会を設置するものとする。

1 5 使用料・手数料等の取扱い

各種事務事業の調整内容に基づき、取り扱うものとする。

1 6 公共的団体等の取扱い

類似する団体については、実情を尊重しながら、統合・再編を働きかけるものとする。

1 7 補助金・交付金等の取扱い

各種事務事業の調整内容に基づき、取り扱うものとする。

1 8 町名・字名の取扱い

大字の区域は変更しないものとし、厚田村及び浜益村の大字名及び字名については、地域住民の意見を十分に尊重し、合併時までには定めるものとする。

1 9 慣行の取扱い

2 0 診療所の取扱い

地域医療確保のための補助及び国民健康保険診療所の取扱いについては、厚田地域及び浜益地域において現行のとおりとする。

2 1 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険の給付、企画及び運営等の国民健康保険事業の取扱いについては、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 国民健康保険税の税率等については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、合併した年度を含む5ヵ年度に限り、厚田地域及び浜益地域において不均一課税を行うものとする。
- (2) 国民健康保険税の納期については、合併した年度の翌年度から石狩市の制度に合わせるものとする。

2.2 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険事業（低所得者対策事業を除く）及び介護保険料については、現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画の初年度である平成18年度から統一し実施するものとする。
- (2) 訪問介護事業及び通所介護事業については、浜益地域において現行のとおりとする。
- (3) 低所得者対策事業については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

2.3 行政連絡機構の取扱い

行政の効率化と地域の自主的な発展を目的とする駐在員制度及び連絡員制度の2つの行政連絡機構については、厚田地域及び浜益地域において現行のとおりとし、新市において制度の在り方について検討するものとする。

2.4 公社・第三セクター等の取扱い

- (1) 石狩市公務サービス株式会社及び厚田村公務サービス株式会社については、現行のとおりとし、新市において統廃合等の働きかけなどについて検討するものとする。
- (2) 株式会社石狩振興公社については、現行のとおりとする。
- (3) 石狩市土地開発公社については、現行のとおりとし、合併時までに債権債務を厚田村土地開発公社から引き継ぐものとする。
- (4) 厚田村土地開発公社については、合併時までに解散するものとする。

2.5 各種事務事業の取扱い

25-1 まちづくり関係

25-2 姉妹都市・国際交流関係

国際交流団体の活動に対する支援等の姉妹都市・国際交流関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、厚田村が提携する友好町村については、新市において検討するものとする。

25-3 特別職関係

25-4 職員関係

職員の任免、給与制度、職員研修、健康管理等の職員関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-5 情報関係

情報公開・個人情報保護事務、地籍成果の管理、統計事務等の情報関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-6 電算システム関係

戸籍、住民基本台帳、福祉、各種税等の住民生活に係る電算システムについては、住民サービスの提供及び行政関係事務の効率化に支障をきたさないよう、石狩市のシステムに統合するものとする。

25-7 広報広聴関係

広報紙の発行、住民懇談会の実施等の広報広聴関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、防災行政無線による広報については、厚田地域において現行のとおりとする。

25-8 防災関係

防災組織体制の整備、防災訓練、水防関係事務等の防災関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 地域防災計画及び水防計画については新たに策定し、災害時に備え、防災体制を整えるものとする。
- (2) 防災行政無線については、新市において地域の実情を明確に把握し、施設整備を図るものとする。

25-9 消防署・消防団関係

- (1) 消防署については、合併時に石狩消防署に統合するものとし、厚田消防署及び浜益消防署については、支署とする。
- (2) 消防団については、新市において消防団組織の再編を含め調整し、石狩消防団の体制に合わせていくものとする。

25-10 財政関係

予算編成、決算報告、地方財政状況調査等の財政関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-11 契約・出納関係

入札指名事務、契約事務、現金の出納保管、決算の調製等の契約・出納関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、厚田村及び浜益村の収納事務取扱金融機関については、新市の収納代理金融機関として合併時に追加指定するものとする。

25-12 税関係

税の徴収、滞納処分、収納対策、税務証明の発行等の税関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。なお、農業所得協力委員会への補助については、新市においては助成しないものとする。

25-13 行政委員会関係

- (1) 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員等の行政委員会関係については、合併時に石狩市の行政委員会等に統合するものとする。
- (2) 行政委員会関係の事務等については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、農業委員会が所管する嘱託登記手数料については、厚田村の制度に合わせるものとする。

25-14 行政庶務関係

公有財産の管理、公告式、寄付の採納、文書收受等の行政庶務関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 表彰制度については、新市において速やかに再編し、制度化を図るものとする。
- (2) 民有地の借入れについては、現行のとおりとする。
- (3) ISO認証取得事務については、合併後に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-15 市民活動関係

コミュニティセンター・集会所の管理、行政相談、交通安全事業等の市民活動関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 集会所関係の補助については、合併時に再編するものとする。

(2) 町内会、保護司会、防犯協会、交通安全推進委員会及び交通安全協会への補助については、新市において調整するものとする。

25-16 戸籍・住民基本台帳関係

戸籍の受付、住民票の交付、印鑑登録、外国人登録等の戸籍・住民基本台帳関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-17 医療給付関係

25-18 社会福祉関係

総合的な福祉計画の策定、献血推進事業、生活保護事務等の社会福祉関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-19 高齢者・障害者福祉関係

居宅介護支援事業、高齢者及び障害者の総合相談、精神福祉関係事務等の高齢者・障害者福祉関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 高齢者（老人）クラブ連合会、身体障害者福祉協会、石狩市手をつなぐ親の会及び心身障害者父母の会への補助については、新市において調整するものとする。
- (2) 聴力障害者協会、ひまわり手輪の会、障害老人と共に歩む会及びふれあい広場タンポポのはらへの補助については、現行のとおりとする。
- (3) 高齢者等消融雪機器設置費補助事業、高齢者バスカード等交付事業、ミドルステイサービス、長寿祝金支給制度、老人憩いの家、寿の家施設管理運営事業、敬老事業、除雪サービス事業、緊急通報サービス事業、一人暮らし高齢者等安否確認事業及び保養センター老人等入浴券交付事業については、合併時には現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- (4) 高齢者生活福祉センター、特別養護老人ホーム、痴呆性高齢者グループホーム及びシルバーホームの管理については、浜益村の制度に合わせるものとする。

25-20 児童母子福祉関係

子育て支援事業、児童手当・児童扶養手当の支給等の児童母子福祉関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-21 保育所関係

保育所の運営、認可外保育所の運営に対する補助等の保育所関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) へき地保育所の保育料については現行のとおりとし、新市において統一に向けて調整するものとする。
- (2) へき地保育所の施設、定員、入所年齢及び園児送迎については、現行のとおりとする。
- (3) へき地保育所の延長保育については、厚田地域及び浜益地域において実施するものとする。
- (4) へき地保育所の延長保育料については、市立保育園の制度に準じて適用するものとする。

25-22 健康づくり関係

各種予防接種事業、救急医療対策、保健医療関係団体との連絡調整等の健康づくり関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-23 保健サービス関係

各種健康診査、がん検診、訪問指導等の保健サービス関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 耳の健康相談事業については、浜益地域において現行のとおりとする。
- (2) 厚田村食生活改善協議会への補助については、新市において調整するものとする。

25-24 環境対策関係

環境保全、公害対策、畜犬登録等の環境対策関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-25 ごみ対策関係

資源物のリサイクル、ごみの減量化推進、廃棄物の不法投棄防止等のごみ対策関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 衛生団体連合会及び食品衛生協会への補助については、新市において調整するものとする。
- (2) 家庭系廃棄物のごみ収集については、現行のとおりとする。
- (3) ごみの分別及び事業系一般廃棄物の許可事業者による収集については、合併した年度の翌年度に石狩市の制度に合わせるものとする。

- (4) し尿収集運搬手数料については、料金体系の統一について、北石狩衛生施設組合に対し、合併した年度の翌年度の再編を申し入れるものとする。
- (5) 廃棄物処理計画については、合併した年度の翌年度に再編するものとする。

25-26 住民福祉庶務関係

簡易郵便局の開局、国民年金事務、火葬許可等の住民福祉庶務関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-27 農業関係

農業・畜産振興事業、農業関係団体との連絡調整、農業振興地域整備計画の策定等の農業関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 担い手支援助成及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。
- (2) 牧野の管理については、浜益村の制度に合わせるものとする。
- (3) 中山間地域等直接支払事務については、厚田村の制度に合わせるものとする。

25-28 水産業関係

水産業振興事業、水産業関係団体との連絡調整等の水産業関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 漁業近代化資金の利子補給については、厚田村の制度に合わせるものとする。
- (2) 担い手支援助成及び産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。
- (3) 共同船揚場の管理については、浜益村の制度に合わせるものとする。

25-29 漁港施設関係

漁港の管理、水産統計調査等の漁港施設関係については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。

25-30 林業関係

森林の管理、緑化推進運動、林道の整備、林業振興事業等の林業関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。
- (2) 治山事業については、厚田村の制度に合わせるものとする。

25-31 公園関係

公園・ゲートボール場の管理、公園の占用許可等の公園関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 有料公園の料金体系その他の利用条件については、現行のとおりとする。
- (2) 墓地の管理については、合併後に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-32 商工業関係

雇用促進対策、地場産業振興事務、企業誘致、港湾振興事務等の商工業関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 商工会議所及び商工会については、統合を働きかけるものとする。
- (2) 商工会議所及び商工会への補助については、新市において調整するものとする。
- (3) 温泉施設の料金体系その他の利用条件については、現行のとおりとする。

25-33 観光関係

観光振興事業、観光イベントへの助成、海水浴場の管理等の観光関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 観光協会については、統合を働きかけるものとする。
- (2) 観光協会への補助については、新市において調整するものとする。
- (3) 産業振興資金貸付については、合併時に再編するものとする。
- (4) 海水浴場駐車場の料金体系その他の利用条件については、現行のとおりとする。

25-34 建設関係

建築物の許可、公共用地の取得、道路・橋梁・河川の維持管理等の建設関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-35 除雪関係

道路の除排雪、除雪基準の設定、冬期迷惑駐車対策等の除雪関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-36 港湾施設関係

港湾施設の管理、使用料の徴収、占用許可等の港湾施設関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-37 公営住宅関係

公営住宅の入居者管理、収納管理等の公営住宅関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 公営住宅ストック総合活用計画については、新市において再編するものとする。
- (2) 単身者住宅の管理については、厚田村の制度に合わせるものとする。

25-38 都市計画関係

都市計画の策定、優良宅地の認定、土地区画整理事業等の都市計画関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-39 上水道関係

新規加入の取扱い、水道料金の収納、指定工事事業者の認定等の上水道関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 給水事業については、合併時には、厚田村及び浜益村の「事業及び特別会計」を1つに統合し、石狩市の「事業及び企業会計」と2つの事業及び会計とする。合併後、概ね5年で2つの事業及び会計を1つの「事業及び企業会計」による水道事業に統合するものとする。
- (2) 水道料金については、段階的な調整を行い、合併後、概ね5年を目途に石狩市の料金体系に合わせるものとする。
- (3) 財政・事業計画事務については、合併後、概ね5年後の会計を統合する時点において、水道事業に合わせるものとする。

25-40 下水道関係

施設の維持管理、水洗化改造資金の貸付、指定工事事業者の認定等の下水道関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 下水道事業については、合併時には現行の2つの事業及び特別会計により実施するものとする。
- (2) 個別排水処理施設整備事業については、新市において特別会計を設け、合併時に再編するものとする。
- (3) 水洗化改造資金助成のうち下水道事業に伴う助成については、望来処理区の供用開始から3年間に限り、厚田地域において現行のとおりとする。
- (4) 水洗化改造資金助成のうち個別排水処理施設整備事業に伴う助成については、合併した年度に限り厚田地域において現行のとおりとする。
- (5) 水洗化改造資金貸付については、下水道事業及び個別排水処理施設整備事業ともに、貸付額を「1戸あたり70万円以内」とする。

- (6) 指定工事事業者の指定の新規・更新承認に係る手数料については、厚田村の制度に合わせるものとする。

25-41 教育管理関係

スクールバスの管理、英語指導助手の派遣、教員住宅の維持管理等の教育管理関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 類似する団体への補助については、新市において調整するものとする。
- (2) 石狩市中学校体育連盟への補助については、現行のとおりとする。
- (3) スクールバスの運行及び通学区域については、現行のとおりとする。

25-42 幼稚園関係

私立幼稚園への補助、就園援助等の幼稚園関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

25-43 学校教育関係

就学指導、生徒の悩み相談等の学校教育関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。

25-44 社会教育・スポーツ関係

生涯学習の推進、スポーツ大会参加費の助成等の社会教育・スポーツ関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) スキー場の管理については、厚田地域及び浜益地域において現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。
- (2) 表彰制度については、新市において速やかに再編し、制度化を図るものとする。
- (3) 社会教育施設・スポーツ施設（厚田村山村スポーツセンターを除く）及び学校体育施設の開放事業における料金体系その他の利用条件については、現行のとおりとする。
- (4) 厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討するものとする。
- (5) 類似する団体への補助については、新市において調整するものとする。
- (6) 石狩市子ども会育成連絡協議会、厚田村子育てネットワーク委員会、ユネスコ協会及び望来獅子舞保存会への補助については、現行のとおりとする。

25-45 文化財関係

指定文化財関係事務、郷土資料館の運営等の文化財関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、郷土資料館の料金体系その他の利用条件については、現行のとおりとする。

25-46 給食センター、図書館、公民館関係

学校給食の実施、図書館・公民館の管理等の給食センター、図書館、公民館関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、

- (1) 給食費については、現行のとおりとする。
- (2) 図書館等の利用条件については、現行のとおりとする。

25-47 議会関係

議会運営、会議録の調製、議会広報の発行等の議会関係については、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。